

公益財団法人埼玉県公園緑地協会個人情報取扱特記事項

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）とは、甲が乙に取扱いを委託する個人情報の取扱いについては、別添の約款（契約書を含む）、仕様書及びこの特記事項によらなければならないことを合意し、契約（以下「本契約」という。）を締結する。
- 2 本特記事項は、契約に基づき甲が乙に委託する業務のうち、次条に定める個人情報を取り扱う業務（以下「本件業務」という。）について、当該個人情報の取扱い条件を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」のほか、甲乙協議の上特に合意して定めた情報をいうものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

- 第3条 甲は、乙による本件業務の遂行上必要な最小限度において、個人情報の取扱いを乙に委託するものとする。
- 2 甲は個人情報の取扱いを乙に委託する場合は、原則として、当該情報が個人情報である旨を書面にて乙に示さなければならない。また、甲は、甲が乙に取扱いを委託した情報が、個人情報に該当するかどうか乙において不明であり、乙が甲に照会したときは、速やかに回答しなければならない。
- 3 個人情報の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法等は、個人情報の安全管理の観点から、別途甲乙協議の上書面により定める通りとする。

(個人情報の秘密保持)

- 第4条 乙は、本件業務の遂行にあたり甲から取扱いを委託された個人情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、第8条第1項に定める再委託先が本件業務の遂行上必要な最小限度において、個人情報を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとする。
- 2 乙は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて本件業務に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。また、「誓約書」により甲との間で乙の従業員等の個人情報の非開示契約を締結しなければならない。
- 3 乙は、従業員等が退職する場合、当該従業員に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は廃棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(本人に対する責任等)

第5条 甲は、個人情報法が、法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、乙に個人情報の取扱いを委託することについて個人情報の主体たる本人に対して責任を負う。

2 乙は、本人から個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、すみやかに甲に通知するものとする。この場合、乙は、本人又は本人の代理人による請求又は要請に直接応じる義務を負わず、甲が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

第6条 乙は、事故の責に帰すべき事由により、個人情報の漏えい等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、乙の本契約に違反する行為の直接の結果として現実生じた通常の損害に限り、損害発生の原因となった本件業務の対価を上限として、賠償の責任を負うものとする。

(安全管理措置)

第7条 乙は、本件業務の遂行にあたり、善良なる管理者の注意をもって取得個人情報を管理する義務を負うものとし、取得個人情報の漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならない。

2 甲及び乙は、甲が前項に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

(第三者への委託又は請負に関する事項)

第8条 乙は、本件業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託し又は請け負わせる場合(以下「再委託」という。)には、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定により、再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を書面により事前に甲に通知するものとし、また、乙の責任において、再委託先に対して、本契約で定められている乙の義務と同等の義務(再委託先において、第7条に定める安全管理措置を講じることを含む。)を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、再委託する場合には、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等による確認)

第9条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に契約の内容が遵守されていることを調査し確認することができる。

(改善の指示)

- 第10条 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- 2 乙は前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。
 - 3 甲の要請する安全管理措置の改善が第7条に定める安全管理措置の範囲を超え、かつ本件業務の内容、規模及び対価に鑑み不相応な費用を要するものであるときは、当該改善に係る費用は甲が負担するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに甲に報告するものとする。このとき、甲及び乙は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人情報の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約終了後の措置)

- 第12条 乙は、受託業務の終了後、取得した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む）を、甲の指示に従い、甲に返還するか、消去または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとし、甲が希望した場合には、取得個人情報の返還、消去または廃棄に関し甲指定の様式による証明書を発行するものとする。

(補足)

- 第13条 この特記事項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(別記様式)

誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名 _____ ）を受託するに当たり、
その業務を通じて取り扱う個人情報について、公益財団法人埼玉県公園緑地
協会個人情報取扱特記事項のとおり取扱うとともに、私及び当社の役員又は
従業員は、本件業務に従事しなくなった後においても、その業務を通じて取
扱った個人情報の秘密保持を遵守することを誓います。

記

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

本件業務における個人情報取扱い責任者
〇〇〇〇株式会社
代表者 _____ 氏 名 印